

北秋田地域シルバー人材センター作業別安全就業基準

【剪定作業】

作業名	安全作業のポイント
服装等	1. 作業服は袖口のしまったものを着用すること。 2. 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。（長地下足袋、それに準ずる履物） 3. 安全帽は、必ず着用すること。
樹上での作業	1. 枝の折れ易い樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。 2. 枝につかまったり体重を掛けたりする時は、安全を確認し枯れ枝等に注意すること。 3. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 4. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 5. 直径 10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け下から上へ幹から 10 cm位の所を枝直径の 3 分の 1 程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって 5 cmの所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。 なお、この場合電線等に注意すること。
刈り込み作業	1. 共同で刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2. 使用休止中の刈り込み鋏等は立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。